

## 「大阪市労使関係に関する条例案」及び 「職員の政治的行為の制限に関する条例案」の2条例の廃案を求める決議

橋下徹大阪市長は2012年7月市会に、労働組合活動を規制する条例案と職員の政治的行為の制限に関する条例案の2条例を提案している。しかしこの2条例案は、大阪市職員の組合活動と基本的人権を違法・不当に制限するものであり、廃案することを求める。

「大阪市労使関係に関する条例案」は、「不正常な労使関係」という根拠がない前提の上に、労働組合の活動をいたずらに規制しようとするものであり、憲法28条に定める勤労者の権利の団結権・団体交渉権・団体行動権を不当に制限するものである。

まず団体交渉に関して、交渉対象にできない広範な「管理運営事項」を定めているが、これでは本来の勤務労働条件に付随する事項でも、ほとんどが「管理運営事項」とされ、団体交渉を実質的に拒否するものである。

さらに条例案は、不適切な組合活動の是正、便宜供与の禁止、収支報告提出など、法の規定を遙かに超えて、労働組合・職員団体に対して使用者側が不当に干渉するものである。この条例は、まさに労組法が禁じる支配介入を条例という形で合法化しようとするものであり、橋下市長の組合敵視とあいまって、憲法、地公法、地公労法、労組法に明白に違反すると言わざるを得ない。

「職員の政治的行為の制限に関する条例案」は、さらに職員の基本的人権を否定するものである。そもそも政治的行為は民主主義社会において最大限尊重されねばならない権利であり、公務員といえどもその制限は必要最小限に留められねばならない。そのため地公法第36条も限定された政治的行為のみを禁止するにとどめ、かつ違反に対して何らの罰則も設けていないのである。

ところが条例案では、「内閣の答弁の趣旨を踏まえ」、地公法第36条に違反した場合、「原則として懲戒処分として免職の処分をする」と明記している。しかし「地方公務員から排除することをもって足る」とする内閣答弁は、罰則を設けられない理由として言及されたものにすぎず、言葉じりをとらえて条例を定めるべきではない。

また条例案が列举する「政治的行為」は、概ね国家公務員に適用される人事院規則から引き写したものであるが、条例案では、大阪市職員は、橋下市長を批判するビラ配布やデモ、集会での発言、演劇、署名、ネットへの書き込みなどの行為が懲戒処分の対象となるという、およそ民主主義社会では考えられない基本的人権の侵害を行っている。これは組合員の政治活動全般に対する萎縮効果を狙ったものとしか考えられず、憲法19条(思想・信条の自由)及び21条(集会・結社、言論の自由)、28条に違反にすることは明白である。

この間、橋下市長の様々な組合攻撃に対して、大阪市労連を中心に4件の労働委員会と2件の裁判闘争が取り組まれ、法律家団体をはじめとした抗議集会も開催された。また「大阪市政改革プラン」による市民サービスの廃止・縮小に対して、住民・利用者から抗議の声が上がっている。

自治労大阪府本部は引き続き、大阪市職員・外郭団体職員の雇用と生活、人権を守り、団結権の侵害を許さず、大阪の公共サービスを守るため、法と正義に訴えて、大阪市労連と連帯し闘いを進めていく。

2012年7月11日

自治労第大阪府本部 130回中央委員会